功労スノーボード指導者規程

（目的・資格）
第１条　この規程は、スノーボード指導員又はスノーボード準指導員の資格取得後 20 年以上を経過し、当該年度の 1 月 1 日時点 60 歳以上で、加盟団体長が推薦する者を、功労スノーボード指導者（スノーボード指導員にあっては功労スノーボード指導員、スノーボード準指導員にあっては功労スノーボード準指導員）として顕彰し、認定に関して必要な事項を定めることを目的とする。
（任務）
第２条　功労スノーボード指導者は、スノーボード指導者の任務に加え、主として指導者の育成・指導を補佐し、助言を与える。
（推薦）
第３条　加盟団体長は、第 1 条に該当する有資格者の中から適格者を、10 月 31 日（土日祝日の場合は前営業日）までに本人の同意を得て、本連盟に推薦することができる。なお、推薦にあたっては、有効なスノーボード指導者資格を保有していなければならず、推薦時に資格が停止又は喪失している場合は認められない。
（認定）
第４条　功労スノーボード指導者は、理事会において認定する。
２　功労スノーボード指導者の認定を受けた者は、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料等を、本連盟に納入しなければならない。
（認定証）
第５条　功労スノーボード指導者を証するため、認定者に認定証及びバッジ（実費配付）を付与する。
（指導者研修会の免除）
第６条　功労スノーボード指導者は、スノーボード指導者研修会の受講義務が免除される。
（資格の喪失）
第７条　次に掲げる各号の一つに該当する場合は、功労スノーボード指導者の資格を喪失する。
（１）本連盟会員登録規程第 4 条の規定により、会員の資格を喪失したとき
（２）資格の年次登録料を納期までに納入しないとき
（３）功労スノーボード準指導員が、スノーボード指導員資格を取得したとき
２　本連盟の規約に違反し、功労スノーボード指導者としての体面を汚すような行為があったときは、理事会の決定により資格を喪失する。
（登録料の納期）
第８条　第 1 条に定める功労スノーボード指導者は、各種公認・登録料金一覧表に定める年次登録料を、毎年会員登録料と同時に、所定の期日までに本連盟に納入しなければならない。
（規程の改廃）
第９条　この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

令和 3 年 7 月 7 日　制定
令和 6 年 7 月 11 日　改正